

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十三号

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成三年聖籠町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 父又は母が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立により発せられたものに限る。）を受けた児童

第三条第二項第二号中「（障害児通園施設への入所措置を除く）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成二十四年八月一日から適用する。